「地域計画」変更の流れ



「地域計画」の策定について

令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により、地域における農業の将来の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域等を定めた「地域計画」が策定されました。
（飯塚市：令和7年3月28日策定）

「地域計画」策定後の変更手続きについて



●農業上の利用は事後に変更（原則計画変更の手続き不要）
・・・利用権設定に伴う担う者の変更、軽微な変更など

●農業外の利用は事前に変更・・・農地の転用など
※地域の意見を聞く場として事前に協議の場が開催されている場合は、農振除外・農地転用の後に変更することが可能です。
(農業経営基盤強化促進法の基本要綱の改正により変更となりました。)

※事前に計画の変更が必要な場合は、早めのご相談をお願いします。

※補助金の関係などで先に計画変更が必要な場合は、原則事前変更となります。

農振除外や転用の相談
地域計画の確認を行い、地域計画に含まれている場合は、変更手続きの案内を行います。
※農振（青地・白地等）の内容により流れが変わります。

地域計画の協議依頼書受付（随時）
協議の場の範囲は、市から農区長（もしくは生産組合長）に連絡を取り、決定します。

地域計画の変更申出書受付
協議の場の開催、必要書類の提出をもって、地域計画の変更を受け付けます。
（申出〆切…5月末、9月末、1月末）

変更
令和9年より〆切を3月末、7月末、11月末に変更いたします。

協議の場の公表

農振除外手続き
農業振興地域内農用地（青地）に該当する場合

地域計画の変更
案の作成、関係機関の意見聴取、案の縦覧、地域計画の公告

転用申請

【問い合わせ】
飯塚市役所　農林振興課　農地政策係
TEL：0948-96-8475　　FAX：0948-22-6062

令和8年10月1日(変更)